

## 西宮市都市交通会議規約（案） 新旧対照表

修正理由	現行			新規約（案）		
	条	項目	内容	条	項目	内容
組織名称の変更。	-	-	西宮市地域公共交通活性化協議会規約	-	-	西宮市都市交通会議規約
根拠法を明記するため追加。	-	新規		1	設置	第1条 西宮市は、道路運送法（昭和26年法律第183号）、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）並びに都市・地域総合交通戦略要綱（平成21年度3月16日付国都街第77号）の規定に基づき、西宮市都市交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。
組織名称の変更。	2	事務所	第2条 協議会は、事務所を兵庫県西宮市六湛寺町10番3号西宮市役所内に置く。	2	事務所	第2条 交通会議は、事務所を兵庫県西宮市六湛寺町10番3号西宮市役所内に置く。
関係法令に基づき、都市交通に関する総合的な協議が行える協議会として位置付ける。	1	目的	第1条 西宮市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うため設置する。	3	目的	第3条 交通会議は、西宮市の総合的な都市交通政策を推進するため、市内における総合的な都市交通計画の策定及び進行管理を行うとともに、地域の実情に応じた輸送サービスの実現に必要な事項について、関係機関による協議調整、情報交換、連携強化を図ることを目的とする。
目的を達成するために必要となる事項を列挙する。	3	事業	第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。 (1) 連携計画の策定及び変更の協議に関すること (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること (3) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること (4) 前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと	4	事業	第4条 交通会議は、第3条の目的を達成するため、次の業務を行う。 (1) 市における公共交通のあり方に関すること (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること (3) 交通計画の策定及び変更の協議に関すること (4) 交通計画の実施及び同計画に位置づけられた事業の実施に係る連絡調整に関すること (5) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の目的を達成するために必要なこと

## 西宮市都市交通会議規約（案） 新旧対照表

修正理由	現行			新規約（案）		
	条	項目	内容	条	項目	内容
公共交通全般を視野に入れた人材を求めるため、委員定数の枠を30人に拡大し、委員構成を再編する。	4	組織	<p>第4条 協議会は、委員25人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者から市長が委嘱する。</p> <p>(1) 住民又は利用者代表</p> <p>(2) 学識経験者</p> <p>(3) 公共交通事業者又はその指名する者及び関係団体の職員</p> <p>(4) 道路管理者又はその指名する者</p> <p>(5) 公安委員会の長又はその指名する者</p> <p>(6) 関係行政機関の職員</p> <p>(7) 西宮市職員</p> <p>(8) その他西宮市が必要と認める者</p>	5	組織	<p>第5条 交通会議は、委員30人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者から市長が委嘱する。</p> <p>(1) 住民又は利用者代表</p> <p>(2) 学識経験者</p> <p>(3) 一般乗合旅客自動車運送事業者</p> <p>(4) 一般乗合旅客自動車運送事業者が組織する団体の長又はその指名する者</p> <p>(5) 一般乗合旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体の長又はその指名する者</p> <p>(6) 道路管理者又はその指名する者</p> <p>(7) 公安委員会の長又はその指名する者</p> <p>(8) 地方運輸局長又はその指名する者</p> <p>(9) 西宮市職員</p> <p>(10) その他西宮市が必要と認める者</p>

## 西宮市都市交通会議規約（案） 新旧対照表

修正理由	現行			新規約（案）		
	条	項目	内容	条	項目	内容
条番号の変更。	5	任期	第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。	6	任期	第6条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
座長は廃止する。	6	役員の定数	第6条 協議会に、次の役員を置く (1) 会長1人 (2) 副会長1人 (3) 座長1人 (4) 監事2人 2 会長、副会長及び監事は相互に兼ねることはできない。	7	役員の定数	第7条 交通会議に、次の役員を置く。 (1) 会長1人 (2) 副会長1人 (3) 監事2人 2 会長、副会長及び監事は相互に兼ねることはできない。
会長は、委員の互選とする。座長は廃止する。	7	会長、副会長及び座長	第7条 会長は、西宮市都市計画部長とし、協議会を代表し、その会務を総理する。 2 副会長、座長、監事は、委員の中から会長が指名する。 3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。 4 座長は、会議の議長となる。	8	会長、副会長及び監事	第8条 会長は、委員の互選によって選出し、交通会議を代表し、その会務を総理する。 2 副会長、監事は、委員の中から会長が指名する。 3 副会長は、会長を補佐して交通会議の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
会長が会議の議長となる。 会議公開に関する事項を明記。 軽微な事案に関する事項を明記。	8	会議	第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。 3 会議の議決方法は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。 4 会議は原則として公開とする。ただし、 <u>会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。</u> 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。 6 前5項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。	9	会議	第9条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、 <u>会長が議長となる。</u> 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。 3 会議の議決方法は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。 4 会議は原則として公開とする。ただし、 <u>次の各号のいずれかに該当する場合は、会長は会議に諮って公開しないことができる。</u> (1)西宮市情報公開条例（昭和62年西宮市条例第22号）第6条に規定する非公開情報が含まれる事項に関して調査又は審議するとき。 (2)会議を公開することにより、 <u>公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるとき。</u> 5 会議の案件について、 <u>会長が軽微な事案と判断したものについては、各委員に対する書面での報告事項として処理できるものとする。</u> 6 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

西宮市都市交通会議規約（案） 新旧対照表

修正理由	現行			新規約（案）		
	条	項目	内容	条	項目	内容
組織名称の変更。	9	協議結果の尊重義務	第9条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。	10	協議結果の尊重義務	第10条 交通会議で協議が調った事項については、交通会議の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。
検討対象が多岐に亘るため、目的に応じて分科会を設け、臨機に対応できるようにする。	-	新規		11	分科会	第11条 会長は、第4条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ交通会議に分科会を置くことができる。 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。
組織名称の変更。	10	事務局	第10条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。 2 事務局は、西宮市都市局都市計画グループに置く。 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。	12	事務局	第12条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。 2 事務局は、西宮市都市局都市計画課に置く。 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。
組織名称の変更。	11	経費の負担	第11条 協議会の運営に要する経費は、補助金、負担金、その他収入をもって充てる。	13	経費の負担	第13条 交通会議の運営に要する経費は、補助金、負担金、その他収入をもって充てる。
組織名称の変更。	12	監査	第12条 監事は、協議会の出納監査を行う。 2 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。	14	監査	第14条 監事は、交通会議の出納監査を行う。 2 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。
組織名称の変更。	13	財務に関する事項	第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。	15	財務に関する事項	第15条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。
条番号の変更。	14	報酬及び費用弁償	第14条 委員等は、会議に出席したときは報酬及び費用の弁償を受けることができる。 2 報酬及び費用弁償の額及び支給方法は、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償条例（昭和31年西宮市条例第191号）の例による。	16	報酬及び費用弁償	第16条 委員等は、会議に出席したときは報酬及び費用の弁償を受けることができる。 2 報酬及び費用弁償の額及び支給方法は、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償条例（昭和31年西宮市条例第19号）の例による。
組織名称の変更。	15	協議会が解散した場合の措置	第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。	17	交通会議が解散した場合の措置	第17条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。
組織名称の変更。	16	委任	第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。	18	委任	第18条 この規約に定めるもののほか、交通会議の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。
附則の追加。	-	附則		-	附則	（附則） この規約は、平成25年1月26日から施行する。